

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針 (野生動物抜粋)

令和 3-2 年 0-7 月 0-1 日
農林水産大臣公表

第3 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

2 都道府県の取組

(1) 略

(2) 発生時には、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の家畜の飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

【留意事項3】野生動物対策に係る連携及び協力体制の整備

特に発生時には、野生の偶蹄類動物（以下「野生動物」という。）を介したウイルスの拡散防止対策及び野生動物におけるウイルスの浸潤状況の確認を的確に実施する必要があることから、平時から、野生動物における家畜の伝染性疾病の病原体の感染状況の調査等の取組を通じ、都道府県の家畜衛生担当部局及び [鳥獣対策担当部局（農林）並びに野生動物担当部局（環境）等](#) [野生生物担当部局等](#) を含む行政機関、関係団体との間の連携・協力体制の整備に努める。

(3) ~ (6) 略

3 市町村及び関係団体の取組

4 関連事業者の取組

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第5の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

- ① 当該家畜の所有者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他関係団体等
- ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
- ⑤ 近隣の都道府県

【留意事項14】 野生動物対策に係る関係者への連絡

防疫指針第5の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）及び発生農場から半径10km以内の区域をその区域に含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の [鳥獣対策担当部局（農林）](#)、[野生動物担当部局（環境）](#)等 ~~野生生物担当部局等~~ の関係部局、[市町村](#)、[猟友会](#)等の関係団体に連絡する。なお、野生動物から口蹄疫ウイルスが検出された場合又は口蹄疫ウイルスに対する抗体が検出された場合も同様に、関係機関、関係団体、近隣の都道府県等で情報を確実に共有する。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

(1)～(5) 略

(6) 制限区域内の農場への指導

都道府県は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生動物等の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。

【留意事項267】 制限区域内における指導事項

(略)

- 8 鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等野生生物担当部局に対し、野生動物の死体（狩猟によるものを含む。）は、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、市町村、猟友会等のに関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1～6 (略)

7 野生動物の感染確認検査

都道府県は、第5の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生動物の感染確認検査を実施する。

【留意事項 40〇】 野生動物の感染確認検査等に関する事項

都道府県は、動物衛生課と協議の上、発生農場から半径10km以内の区域において第9の1の(1)の移動制限区域内において、可能な限り当該農場周囲から外縁部の順に、死亡した野生動物又は及び猟友会等の協力を得て捕獲された野生動物について、少なくとも21日間、口腔内のぬぐい液及び血清を採材する。原則として、必要な検体を動物衛生研究部門に送付し、血清抗体検査及び必要に応じてPCR検査を実施する。

都道府県は、口蹄疫の診断のための検体の送付に当たっては、防疫指針第17に基づき対応する。

都道府県は、猟友会等の関係者に対して、当該区域において、死亡した野生動物を発見した場合又は野生動物を捕獲した場合には、担当部局に連絡すること及びこれらの野生動物からの検体の採材に協力することについて依頼する。

なお、感染の拡大状況等によっては、実施期間の「少なくとも21日間」については、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、「当面継続」とする。

第2節 野生動物における防疫対応

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

1 口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、死亡した野生動物又は捕獲された野生動物の状況、第12の7の野生動物の感染確認検査等により、野生動物において、口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該野生動物(2において「感染疑い野生動物」という。)が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、2の準備を進める(既に農場における発生に伴う場合はこの限りではない)。

また、あわせて併せて、第4の3に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

【留意事項 45〇】 口蹄疫の診断のための動物衛生課との協議について

都道府県は、口蹄疫の診断のための検体の送付に当たっては、死亡した野生動物が発見された又は野生動物が捕獲された地域における、口蹄疫を疑う臨床症状が確認されている野生動物の状況等を踏まえ、動物衛生課とあらかじめ協議する。

第19 病性判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び当該野生動物を確認した地点について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

- ① 当該都道府県内の家畜の所有者及び飼養衛生管理者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体等
- ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
- ⑤ 近隣の都道府県

【留意事項47】 野生動物対策に係る関係者への連絡

防疫指針 第18により、野生動物において口蹄疫が陽性であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、当該地点から半径10km以内の区域を含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の [鳥獣対策担当部局（農林）](#)、[野生動物担当部局（環境）](#) 等 [野生生物担当部局等](#) の関係部局、[市町村](#)、[猟友会](#)等の関係団体に連絡する。

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

1～3 略

4 移動制限区域内の農場への指導

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合は、移動制限区域内の全ての家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生動物等の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。

【留意事項51】 移動制限区域内における指導事項

（略）

- 8 鳥獣対策担当部局（農林）、並びに野生動物担当部局（環境）等野生生物担当部局に対し、野生動物の死体（狩猟によるものを含む。）は、検査に必要となる材料を採取の上、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないが捕獲された場合は、積極的に検査に供するよう、市町村、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。

(1) 野生動物における検査等

都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において、死亡し、た野生動物及び捕獲された野生動物について、ウイルスの浸潤状況の確認のために必要な検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。また、当該同区域においては、野生動物の捕獲を進め、感受性動物の個体数の削減を図る間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図る。移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。その際、可能な限り防護柵等により囲い込みを行う。

【留意事項58】野生動物における感染確認検査等に関する事項

都道府県は、防疫指針第24の1の(1)の検査を行うに当たっては、による死亡した野生動物及び捕獲された野生動物の検査について、可能な限り当該確認地点周囲から外縁部の順に、少なくとも21日間、原則として、捕獲された野生動物について口腔内のぬぐい液及び血清により浸潤状況調査を実施する。

都道府県は、猟友会等の関係者に対して、当該区域において、死亡した野生動物を発見した場合又は野生動物を捕獲した場合には、担当部局に連絡すること及びこれらの野生動物からの検体の採材に協力することについて依頼する。このため、都道府県は、関係部局で連携し、当該区域において、野生動物が捕獲された場合には、担当部局に連絡することについて猟友会等の関係者への協力を要請するよう依頼するとともに、これら野生動物からの検体の採材に協力するよう依頼する。

なお、感染の拡大状況等によっては、実施期間の「少なくとも21日間」については、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、「当面継続」とする。

【留意事項59】野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止

都道府県は、国及び専門家等の意見、当該区域の野生動物におけるウイルス浸潤状況、環境要因（野生動物の生息状況、周辺農場数、家畜飼養密度、放牧地の有無、地理的状况等）等を踏まえて、必要に応じて、野生動物の捕獲による生息密度の低減に加え、防護柵の設置、狩猟の自粛要請、調査捕獲の調整、農地周辺の収穫残渣等の誘引物の除去、その他効果的な方法による対策を検討する。

(2) 家畜における検査

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養するものに限る。）に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に検体を送付する。
なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。

2 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1の(1)及び(2)により都道府県から検体の送付があった場合には抗原検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について、動物衛生課に報告する。

3 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、1の(1)により検査されたにより陽性と判定された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。

【留意事項 6059】 野生動物におけるウイルス拡散防止対策

ウイルスの拡散を防止するための野生動物の扱いについては、「CSF・ASF対策としての野生いのししの捕獲等に関する防疫措置の手引き」（令和元年12月環境省・農林水産省公表）を準用する。